

地方分権改革推進委員会「第2次勧告（平成20年12月8日）」の概要について
 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～

第1章 義務付け・枠付けの見直し

見直しの基本的考え方

- ・「完全自治体」（自治行政権・自治立法権・自治財政権）としての「地方政府」の確立
- ・国の法令を「上書き」する範囲の拡大を含む条例制定権の拡充
- ・地方自治体の自主性強化、自由度拡大（自らの責任で行政を実施する仕組みの構築）

見直しの方針

- ・自治事務のうち、国の法令で義務付け・枠付けされ、条例で自主的に定める余地のないもの（10,057条項）を、委員会の判断基準に基づき仕分けして、義務付け・枠付けの必要がなく見直しを行うべきとされた条項（4,076条項）について、以下の順序で見直すべき。

廃止

- 全部の条例委任又は条例補正（「上書き」）の許容
- 一部の条例委任又は条例補正（「上書き」）の許容

今後の進め方

- ・見直しを行うべき条項（4,076条項）のうち、特に問題のある以下の～を中心に、委員会として第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置を調査審議する。

- 施設・公物設置管理の基準
- 協議、同意、許可・認可・承認
- 計画等の策定及びその手続

第2章 国の出先機関の見直し

見直しの基本的考え方

- ・国と地方の役割分担の見直し（住民に身近な行政は地方へ）
- ・「二重行政」の弊害の徹底排除、国と地方を通じた行政の簡素化・効率化
- ・地域住民の目の届くものとする仕組み、地方再生、地域振興

事務・権限の見直し

- ・中間報告の考え方にに基づき仕分けした、8府省15系統の出先機関の事務・権限（約400事項）のうち、116事項の事務・権限について、地方へ移譲などの見直しを行うべき。

組織の見直し（8府省15系統の出先機関の整理・統廃合）

- ・事務・権限の見直しに応じ、二重行政の弊害是正の観点からの見直し
 - 地方農政局、地方整備局、北海道開発局、経済産業局、地方運輸局、地方環境事務所
 - 府省を超えた総合的な出先機関（地方振興局(仮)、地方工務局(仮)）への統廃合
 - 地方厚生局、都道府県労働局 同一府省における出先機関の統廃合（ブロック機関へ統合）
 - 中央労働委員会地方事務所 廃止
 - 沖縄総合事務局、総合通信局、法務局、森林管理局、漁業調整事務所、地方航空局 存続
- ・地域との連携やガバナンスの確保の仕組み
 - 総合的な出先機関と地元自治体との協議機関（地域振興委員会(仮)）の設置
 - 公共事業の適正性、透明性の確保（個別事業の積算や明細の情報開示等）

出先機関の改革の実現に向けて

- ・勧告の方向に沿い、改革実現に向けた工程表となる計画を20年度内に策定するよう要請。
- ・道路・河川移管に係る個別協議について、都道府県からの要望区間等も含め早期結論を要請。

事務・権限と組織の見直しに伴う人員・財源の取扱い

- ・事務・権限の地方移譲に伴う職員移行等や、事務・権限の廃止・縮小、組織統廃合等に伴う要員規模のスリム化の的確かつ円滑な実施を図る仕組みを構築すべき。
- ・地方税財政制度改革の調査審議の過程で、必要な財源確保に向け、引き続き検討。